

国保だより

No. 53

平成16年4月

【国保に関するお問い合わせは】
住民福祉課 国保年金係
☎ 62-9111 (有)9111

春は異動の季節「国保の異動届」はお忘れなく

国保の異動届は

14日以内に

国民健康保険は、社会保険や共済保険等、他の健康保険に入つてない人は必ず入らなければなりません。

4月は就職や退職、進学などで異動の多い季節です。退職により職場の健康保険をやめたとき、また就職により職場の健康保険に加入したときなど、異動があつた場合は、14日以内に住民福祉課国保年金係にて手続きしてください。

手続きに必要なもの

■国保に加入するとき

▼退職証明書等、退職年月日

(健康保険の喪失日)の確認で
きる証明書等

▼印鑑

▼同じ世帯にすでに国保に加入している人がいる場合は国保

保険料は
納付期限内に!



1年前納（毎年4月に納付）

毎月納める場合… 159,600円
1年前納の場合… 156,770円



割引額 2,830円

6カ月前納（毎年4・10月に納付）

毎月納める場合… 79,800円
6カ月前納の場合… 79,150円



割引額 650円

※保険料額は平成15年度価格です

の保険証

▼厚生年金、共済年金を受給されている人（老人保健受給者を除く）は、年金証書

■国保をやめるとき

▼国保の保険証

▼新しい職場の保険証

▼印鑑

長期不在者及び
学生の保険証は

出稼ぎ等で長期間町を離れる場合や、進学で他市町村に居住する学生には、一人一人の保険証を発行します。
希望される場合は、

▼国保の保険証

▼学生の場合は在学証明書または学生証の写し

をお持ちになり手続きしてください。

ている財源は、加入者である皆さんからいただく大切な「保険料」や国などからの補助金等が主なものとなっています。皆さ

んの保険料が納入されなければ、医療費等の給付に支障をきたすことになります。保険料は納め忘れのないようにお願ひします。

また、特別な理由もなく保険料を1年以上滞納すると「被保險者資格証明書」を交付する場合があります。この場合、医療費はいつたん全額自己負担となりますので、ご注意ください。

国民年金には、一年分または六ヶ月分の保険料をまとめて納めることのできる、「前納」制度があります。前納すると保険料が割り引かれて、大変お得です。前納した場合の割引額は表のとおりです。

毎年4月の上旬に社会保険庁（社会保険事務所）から送られる「国民年金保険料納付案内書」

に前納用の納付書が付いていますので、是非ご利用ください。

また、口座振替で前納することができます。希望される方は、金融機関・郵便局等の窓口でお早めに手続きしてください。

国民年金

お得な前納のご利用を

国民年金に関するお問合せは
住民福祉課 国保年金係まで
☎ 62-9111 (有)9111